

「安全带」 から「要求性能墜落制止用器具」へ  
改正労働安全衛生規則等に係る説明会を開催します

高所作業を行う事業場の皆さんは既にご承知のことと存じますが、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合であって足場を組み立てる等の措置が困難な場合等に使用される安全带について、安全性の向上を図るとともに、その適切な使用を図るため、「要求性能墜落制止用器具」に改められ、2月1日から施行又は適用されています。

「現在の安全带は使用できなくなるのか。」、「高さ2メートル以上の箇所でフルハーネス型を使っている人は、全員、特別教育を受けなければならないのか。」、「高さ2メートル以上の箇所を通行、昇降をするだけの場合でも、特別教育は必要か。」など、山口労働局や一般社団法人山口県労働基準協会には、様々な問い合わせが寄せられているところです。また、墜落制止用器具の規格についても、2月1日までには告示される予定となっています。

そこで、これまで寄せられた問い合わせ等を踏まえ、山口労働局と一般社団法人山口県労働基準協会の共催により、次の説明会を開催することとしました。

この機会に是非受講されますよう、ご案内申し上げます。

日 程	会 場	定 員	申込期限
2月21日(木) 13:30~16:00	周南地域地場産業振興センター 〒745-0814 山口県周南市鼓海2丁目118番地の24	100名	2月15日 (金)
2月22日(金) 13:30~16:00	西部教習所(山陽小野田市雇用能力開発 支援センター内) 〒756-0057 山口県山陽小野田市西高泊1261-1	100名	2月15日 (金)

主 催 一般社団法人山口県労働基準協会

共 催 厚生労働省山口労働局

参 加 料 無料

内 容 (1) 墜落制止用器具に係る労働安全衛生規則等の改正(ガイドラインを含む)について  
(2) これまでに寄せられた質疑について  
(3) 質疑応答

講 師 厚生労働省山口労働局労働基準部健康安全課担当官

申 込 方 法 裏面の申込書に必要事項を記載の上、一般社団法人山口県労働基準協会宛FAX送信又は郵送してください。定員に達した場合のみ、その旨連絡させていただきます。連絡がない場合、申し込みが完了しているものとして、説明会当日、裏面の申込書を受付に提出してください。

FAX申込先 一般社団法人山口県労働基準協会

FAX番号 083-925-2282

「安全带」 から「要求性能墜落制止用器具」へ  
改正労働安全衛生規則等に係る説明会参加申込書

一般社団法人山口県労働基準協会 行

事業場名 ( )  
担当者 部 署 ( )  
氏 名 ( )  
連絡先 ( )

参加する希望会場の欄のいずれかに○印を記入してください。

参加希望会場	日 程	会 場	申込期限
	2月21日(木) 13:30~16:00	周南地域地場産業振興センター 〒745-0814 山口県周南市鼓海2丁目118番地の24	2月15日 (金)
	2月22日(金) 13:30~16:00	西部教習所(山陽小野田市雇用能力開発 支援センター内) 〒756-0057 山口県山陽小野田市西高泊1261-1	2月15日 (金)

参加予定者氏名

参加予定者	氏 名

送信・送付先 一般社団法人山口県労働基準協会  
〒753-0051 山口市旭通り2丁目9-19  
FAX番号 083-925-2282

※ ご提出いただいた情報は、本説明会以外に利用することはありません。  
本件は改正労働安全衛生規則等に係る説明会で、フルハーネス型墜落制止用器具を  
用いて行う作業に係る業務に係る特別教育ではありませんので、ご留意願います。